		最高速度が五十キロメートル毎時を超えるもの（二輪のものに限る。）			
		三輪以上のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの			
			第一種原動機付自転車		
			第二種原動機付自転車（規則第一条第二項に規定する第二種原動機付自転車をいう。以下同じ。）		